・特別管理産業廃棄物の判定基準(廃棄物処理法施行規則第1条の2)

		燃え殻・ばいじん・鉱さい			廃油(廃溶剤に限る)		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
		燃え殻・ばいじ ん・鉱さい (mg/L)	処理物 (廃酸・ 廃アルカリ) (mg/L)	処理物(廃酸・ 廃アルカリ以 外)(mg/L)	処理物(廃酸・ 廃アルカリ) (mg/L)	処理物(廃酸・ 廃アルカリ以 外)(mg/L)	汚泥(mg/L)	廃酸・廃アル カリ(mg/L)	処理物(廃酸・ 廃アルカリ) (mg/L)	処理物(廃酸・ 廃アルカリ以 外)(mg/L)
1	アルキル水銀	ND(注1)	ND	ND			ND	ND	ND	ND
2	水銀	0.005	0.05	0.005			0.005	0.05	0.05	0.005
3	カドミウム	0.09	0.3	0.09			0.09	0.3	0.3	0.09
4	鉛	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
5	有機燐						1	1	1	1
6	六価クロム	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5
7	砒素	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
8	シアン						1	1	1	1
9	PCB				(廃油:0.5mg/kg)		0.003	0.03	0.03	0.003
10	トリクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
11	テトラクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
12	ジクロロメタン				2	0.2	0.2	2	2	0.2
13	四塩化炭素				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
14	1,2-ジクロロエタン				0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン				10	1	1	10	10	1
16	シスー1,2ジクロロエチレン				4	0.4	0.4	4	4	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン				30	3	3	30	30	3
18	1,1,2-トリクロロエタン				0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
20	チラウム						0.06	0.6	0.6	0.06
21	シマジン						0.03	0.3	0.3	0.03
22	チオベンカルブ						0.2	2	2	0.2
23	ベンゼン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
24	セレン又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
25	1,4-ジオキサン	0.5(注2)	5(注2)	0.5(注2)	5	0.5	0.5	5	5	0.5
26	ダイオキシン類(注3)	3ng/g	100pg/L	3ng/g			3ng/g	100pg/L	100pg/L	3ng/g
	(単位はTEQ換算)									
	根拠法令	判定基準省令	廃掃法施行規則	判定基準省令	廃掃法施行規則	判定基準省令	判定基準省令	廃掃法施行規則	廃掃法施行規則	判定基準省令
	ierocie: 14	別表第1・第5	別表第1	別表第6	別表第1	別表第6	別表第5	別表第1	別表第1	別表第6

⁽注1) NDとは、検出されないことをいう。

⁽注2) ばいじん及びその処理物に適用する。

⁽注3) 鉱さい及びその処理物については適用はない。また、燃え殻、汚泥、ばいじん及びこれらを処理したものについては、平成12年1月15日時点で現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉等については、政令で定める方法により処分を行う限り適用はない。